

二 地等
省略

三 法人税法第五十一条第一項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等（土地の譲渡等が行われた時において当該特定出資をした法人（当該法人と法人税法施行令第四条第二項第一号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。）が有する当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上である場合における当該土地等に限り。） 当該特定出資をした法人が当該土地等の取得をした日

四 七 省略
30 35 省略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の五 法第六十三条第二項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 省略

二 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる行為のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合の当該事業年度における株式又は出資の譲渡

イ 当該事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、次に掲げる株式又は出資に係る発行人の特殊関係株主等が有する当該発行人の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の三十以上であり、かつ、当該株式又は出資の譲渡をした者がその特殊関係株主等であること。

（二） 省略

（2） その有する資産の価額の総額のうち土地等の価額の合計額の占める割合が百分の七十以上である法人の株式又は出資で、当該株式又は出資の譲渡をした法人がその取得をした日から引き続き所有していたもののうち所有期間（その取得をした日の翌日から当該株式又は出資の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該株式又は出資の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含むものとし、合併により取得した株式又は出資で当該合併に係る被合併法人のその取得をした日の翌日以後の所有期間と当該合併に係る合併法人の所有期間（当該合併の日から当該株式又は出資の譲渡の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）とを合計した期間が五年を超えるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）

ロ 省略

三 省略

四 合併法人が、合併により被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で所有期間（その取得をした日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該合併の日の属する年において取得をしたものを含む。）を受け入れた場合における法第六十二条の三第二項第一号ニ掲げる行為

五 省略

2 22 省略

23 前条第二十九項の規定は、法第六十三条第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第二十九項第一号中「平成四年一月一日」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この項において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日」と、同号イ中「平成三年十二月三十一日」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行の日の前日」と、同号ロ中「土地等のうち」とあるのは「土地等で被合併法人の所有期間（その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該合併の日の属する年において取得をしたものを含む。）のうち」と、同項第七号中「土地等」とあるのは「次条第一項第三号に規定する短期所有土地等」と読み替えるものとする。

24 25 省略

（収用換地等の場合の所得の特別控除）

第三十九条の三 省略

2 5 省略

6 法第六十四条の二第七項の規定により当該法人の特別勘定の金額とみなされた同条第四項第一号に規定する特別勘定残額を有する合併法人が、同項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することとなった場合において、当該合併に係る被合併法人から引き継がれた当該特別勘定残額（当該合併の日以後益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「引継残額」という。）に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人の事業年度のうち同一の年に属する期間中に当該被合併法人の収用換地等により譲渡した資産の全部に係る引継残額がないこととなり、かつ、当該資産（換地処分等により譲渡した資産については、当該資産のうち第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分を除く。）のいずれについても当該被合併法人及び当該合併法人が法第六十四条第一項（法第六十四条の二第二項又は法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条第一項の規定の適用を受けていないときは、法第六十四条の二第四項の規定に該当することとなった当該引継残額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において当該被合併法人の他の資産の収用換地等により取得した法第六十五条の二第一項に規定する補償金等の額又は交換取得資産の価額に

つき、同条第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額」とのうちのいずれか低い金額を、当該該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七 省略

21 省略

19 法第六十五条の七第一項の表の第二十一号の上欄のイに掲げる法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における前項に規定する総収入金額の合計額又は対象事業に係る収入金額の合計額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 合併後存続する法人で当該合併を基準日若しくは基準日前一年以内に行つたもの又は合併より設立した法人で基準日前一年以内に設立したもの 次に掲げる総収入金額又は対象事業に係る収入金額の合計額

イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業年度」という。）の総収入金額又は対象事業に係る収入金額に、同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額

ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は対象事業に係る収入金額の合計額

ハ 当該合併後存続する法人又は合併により設立した法人の基準日前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額又は対象事業に係る収入金額の合計額

ニ 合併により設立した法人で基準日がその設立の日であるもの 次に掲げる総収入金額又は対象事業に係る収入金額の合計額

イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業年度」という。）の総収入金額又は対象事業に係る収入金額に、同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額

ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は対象事業に係る収入金額の合計額

20 省略

24 法第六十五条の七第一項の表の第二十三号の上欄に規定する政令で定める要件を満たす譲渡は、当該船舶の属する船舶につき同欄に規定する船腹の調整に関する事業が行われている期間内に法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人により行われた船舶の譲渡で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであることにつき、運輸大臣の定めるところにより、当該船舶の譲渡をする法人の納税地を管轄する地方運輸局長（海運監理部長を含む。）の認定を受けたものとする。

一 省略

二 当該船舶の譲渡が当該船舶の譲渡をする法人の合併その他その営む内航海運業の協業化に伴い行われるものであること。

25 省略

36 法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する建物若しくは土地等、同表の第二十号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物、同表の第二十一号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物又は同表の第二十二号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物が次の各号に掲げる資産である場合には、当該資産は、当該法人により当該各号に定める日において取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をされたものとみなして、同表の第一号の上欄及び同表の第二十号から第二十二号までの上欄の規定を適用する。

一 合併（その有する資産の価額の総額のうちに土地等の価額の合計額の占める割合が百分の七十以上である被合併法人との合併を除く。）又は特別の法律に基づく承継により受け入れた資産 当該合併に係る被合併法人又は当該承継に係る被承継法人（承継により資産を譲渡する法人をいう。）が当該資産の取得をした日

二 省略

三 法人税法第五十一条第一項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産（当該資産の譲渡をした時において当該特定出資をした法人が有する当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上である場合における当該資産に限る。） 当該特定出資をした法人が当該資産の取得をした日

四 省略

37 省略

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

第三十九条の十 法第六十六条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 その出資に係る資産が法人税法第五十一条第一項に規定する政令で定める資産である場合にあつては、当該資産の出資により外国法人を設立するものでないこと。

二 法第六十六条第一項に規定する共同新設会社（以下この項において「共同新設会社」という。）の出資者のうち同条第一項に規定する他の特定事業法人（第四号において「他の特定事業法人」という。）がその設立の

際払い込んだ一株（出資については、一口。以下この号において同じ。）当たりの金額が同項の特定事業法人がその設立の際払い込んだ一株当たりの金額に比し著しく低くないこと。

三 共同新設会社が、その設立の際法第六十六条第一項の特定事業法人から出資を受けた各資産につき、当該出資の直前の帳簿価額に相当する金額以下の金額をその受入価額としたこと。

四 共同新設会社の株式の数若しくは出資の金額の合計が当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の百分の百未満となること又は当該特定事業法人の有する当該共同新設会社の株式の数若しくは出資の金額が当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の百分の二十五未満となることが見込まれているものでないこと。

2 法第六十六条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する特定共同出資により取得した株式（出資を含む。）の取得の時間における価額の合計額が当該特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額（当該特定共同出資に要した経費がある場合には、その経費の額を加算した金額）の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額とする。

（外国関係会社の判定等）

第三十九条の二十 省略

2 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が当該内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の日以後二月を経過する日までの間に合併により消滅した場合には、その有する当該外国関係会社の同条第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人が当該外国関係会社の各事業年度終了の日において有する直接及び間接保有の株式等とみなす。

3 省略

第三十九条の二十四 法第六十六条の十三第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日（当該各号に定める日（当該法人がその日前に国内において事業を実質的に営んでいた場合として大蔵省令で定める場合に該当するときは、大蔵省令で定める日）とする。）

一 内国法人 設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

二 省略

2 省略

3 法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 内国法人 設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

二 省略

4・5 省略

（欠損金の繰戻しによる還付の特例）

第三十九条の二十四の二 法第六十六条の十四第一項第一号に規定する政令で定める日は、前条第三項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

2・6 省略

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第三十九条の二十九 法第六十七条の八第一項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄（株式で、証券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を公表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録された株式とする。

2 法第六十七条の八第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令百十九条の第三第二項、第百十九条の四及び第百五十七条第一項の規定並びに第三十九条の三十六第一項の規定の適用については、同令第百十九条の第三第二項中「あるときは」とあるのは「あるとき（租税特別措置法第六十七条の八第一項（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）の規定の適用があるときを除く。）は」と、同令第百十九条の四中「ある場合に」とあるのは「ある場合（租税特別措置法第六十七条の八第一項（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）の規定の適用があるときを除く。）に」とする。法第六十七条の八第二項に規定する外国法人について同項の規定により読み替えられた法人税法第百四十二条の規定の適用がある場合も、同様とする。

3 法第六十七条の八第一項に規定する上場会社等は、同項に規定する期間内に利益をもつてする株式の消却を行った場合において、当該上場会社等の株主である法人から当該消却に関し次に掲げる事項についての照会があつたときは、遅滞なく、書面により回答しなければならない。

一 当該照会の対象とする期間中に実施した利益をもつてする株式の消却の年月日

二 前号の消却に係るみなし配当額（法人税法第二十四条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により利益の配当の額とみなされる金額をいう。）に相当する金額の一株当たりの金額

（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）

- 第三十九条の三十 法第六十七条の九第一項第一号に規定する政令で定める金額は、同項に規定する特定子会社（以下この項及び次項において「特定子会社」という。）の株主である法人の同条第一項に規定する直前の旧株の簿価（同項に規定する株式交換等（以下この項及び第三項において「株式交換等」という。）に係る同条第一項に規定する交換時（以下この項において「交換時」という。）の直前における特定子会社の株主の数が五十人以上である場合には、当該特定子会社の純資産の帳簿価額（当該特定子会社が当該交換時の直前にその資産に付していた帳簿価額から当該交換時の直前にその債務に付していた帳簿価額を控除した残額をいう。）を当該特定子会社の当該交換時の直前における発行済株式の総数で除して計算した金額（同条第一項に規定する特定親会社（次項において「特定親会社」という。）が当該株式交換等により同条第一項に規定する特定子会社株式（第三項において「特定子会社株式」という。）を取得するために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。
- 2 特定親会社が商法第二百五十二条第一項の株式交換により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転した場合における当該自己の株式は、当該特定親会社が当該株式交換により当該株主に割り当てた新株とみなして、法第六十七条の九第一項及び第二項の規定を適用する。
- 3 法第六十七条の九第一項の規定の適用を受ける法人の同項の新株の簿価額の計算の基礎となる当該新株の取得価額は、当該法人の当該株式交換等に係る同項に規定する直前の旧株の簿価額から同項第二号に規定する交付金額及び同号に規定する交付資産額の合計額を控除した金額を、当該株式交換等に係る特定子会社株式一株について割当てを受けた新株の数で除して計算した金額（当該新株の取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。
- 4 法第六十七条の九の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定子会社（以下この項において「特定子会社」という。）から同条第一項の譲渡により子会社株式等（同条第二項に規定する子会社株式等をいう。以下この項において同じ。）を取得した同条第一項に規定する特定親会社の当該子会社株式等の取得価額は、法人税法施行令第十九条第一項第一号及び第六号の規定にかかわらず、当該特定子会社の当該子会社株式等の法第六十七条の九の三第一項第二号に規定する譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とする。

（銀行持株会社の創設等に係る課税の特例）

- 第三十九条の三十一 法第六十七条の十第一項に規定する政令で定める金額は、同項の合併に係る被合併法人の純資産の帳簿価額（被合併法人が合併直前にその資産に付していた帳簿価額から合併直前にその債務に付していた帳簿価額を控除した金額をいう。第四項において同じ。）を当該被合併法人のその合併直前の発行済株式の総数で除して計算した金額に相当する金額とする。
- 2 法第六十七条の十第一項の規定の適用を受ける法人の同項の銀行持株会社の株式（同項の現物出資を行ったことにより当該銀行持株会社から取得したものに限り。）の取得価額は、当該現物出資により譲渡をした同項に規定する合併新株式の帳簿価額を当該合併新株式一株について取得した当該株式の数で除して計算した金額（当該株式の取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。
- 3 法第六十七条の十一第一項に規定する政令で定める欠損金額は、同項の合併に係る合併法人のその合併の日を含む事業年度開始の日前五年以上以内に開始したその合併に係る被合併法人の事業年度において生じた法人税法第二十条第二十号に規定する欠損金額（当該被合併法人が当該欠損金額の生じた事業年度から合併の日を含む事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合における欠損金額に限る。）のうち、同法第八十一条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎とならず、かつ、当該欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったもの（次項において「未処理欠損金額」という。）の合計額とする。
- 4 前項の合併に係る合併法人の純資産の受入価額（合併法人がその合併により被合併法人から取得した資産に付した帳簿価額からその合併により被合併法人から引継ぎを受けた債務に付した帳簿価額を控除した金額をいう。）が被合併法人の純資産の帳簿価額を超える場合において、その超える部分の金額（以下この項において「合併評価益の金額」という。）から次に掲げる金額の合計額を控除した残額（以下この項において「欠損補てん評価益の金額」という。）があるときは、前項の規定にかかわらず、法第六十七条の十一第一項に規定する政令で定める欠損金額は、前項の未処理欠損金額の合計額から当該欠損補てん評価益の金額を控除した金額とする。この場合において、当該未処理欠損金額の合計額からの控除は、当該未処理欠損金額のうちその生じた事業年度が最も古いものから順次行ふものとする。
- 一 当該合併に係る法人税法第二十九条に掲げる合併差益金の金額
- 二 当該合併に係る被合併法人の当該合併に係る法人税法第一百二十二条第一項に規定する清算所得の金額
- 5 法第六十七条の十一第一項に規定する欠損金額に相当する金額は、当該欠損金額のある合併に係る被合併法人の当該欠損金額の生じた事業年度開始の日後五年以内に開始する当該合併に係る合併法人の各事業年度に限り、その所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 6 法第六十七条の十二第一項の規定の適用を受ける合併法人から同項の譲渡により子会社株式等（同条第二項に規定する子会社株式等をいう。以下この項において同じ。）を取得した同条第一項の銀行持株会社の当該子会社株式等の取得価額は、法人税法施行令第十九条第一項第一号及び第六号の規定にかかわらず、当該合併法人の当該子会社株式等の法第六十七条の十二第一項第二号に規定する譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とする。

（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）

- 第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二第一項第一号に規定する政令で定める日は、当該同族会社（同項

に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）の設立の日（当該同族会社が次の各号に掲げる同族会社に該当する場合には、当該各号に定める日）とする。

一・二 省略

三 合併法人に該当する同族会社 当該同族会社と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された同族会社にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

2 省略

（適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例）

第三十九条の三十六 省略

23 18 省略

19 法人税法第八十五条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「同法第八十五条第一項に規定する合併又は譲渡の時」とする。